

平成30年度当初予算における地方消費税交付金（社会保障財源化分）
を充てた社会保障施策に要する経費について

平成26年4月1日より消費税および地方消費税が5%から8%へ引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分についてはその用途を明確化し、社会保障に必要な経費に充てるものとされています。

女川町における平成30年度に交付される社会保障財源化分の地方消費税交付金の用途については、以下のとおりです。

< 歳入 >

地方消費税交付金（社会保障財源分） 49,000千円

< 歳出 >

上記交付金が充てられた社会保障施策に要する経費 1,498,593千円

（内 訳）

（単位：千円）

区分	費 目	経 費	財 源 内 訳				
			特定財源			一般財源	
			国・県 支出金	地方債	その他	地方消費税交付金 (社会保障財源化分)	その他
社会福祉	社会福祉費	260,564	112,202		1,768	8,207	138,387
	老人福祉費	159,713	640		4,852	8,634	145,587
	児童福祉費	332,556	182,731		18,726	7,340	123,759
社会保険	国民健康保険 特別会計繰出金	94,092	37,939			3,144	53,009
	後期高齢者医療 特別会計繰出金	30,747	20,179			592	9,976
	介護保険 特別会計繰出金	150,333	997			8,361	140,975
保健衛生	保健衛生費	470,588	205,371		37,995	12,722	214,500
合 計		1,498,593	560,059	0	63,341	49,000	826,193

※地方消費税交付金（社会保障財源分）については、一般財源の比率により按分しています。